

● 添付書類

- (1) 運営規程
- (2) サービス利用契約書（ひな形）
- (3) 重要事項説明書（ひな形）
- (4) 事業所の平面図（市へ届出を行った直近のもの）
- (5) 位置図（自動車等で行くことができるもの）
- (6) 施設パンフレット（事業所の概要が分かるもの（ない場合は添付不要））
- (7) 報酬・加算に関する体制届（市へ届出を行った直近のもの）
- (8) 組織図（組織の構造、職員体制等が分かるもの）

● 記入上の注意

- (1) 主眼事項の項目ごとに自主点検を行うとともに、当該事業所の前年度実績又は資料作成日現在等の状況を記入すること。
- (2) 薄黄色 に着色されたセルの入力に当たっては、下記の基準でプルダウンメニューから該当内容を選択してください。  
 （A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない  
 該当無し→該当する事象が無い、または対象外の項目）
- (3) 資料（別表を含む）の作成に当たっては、できるだけ両面印刷（長辺とじ）で作成してください。

事業所名 (指定サービス名称) 届出定員	( ) 人	事業所所在地	〒 新潟市	—
事業主体		事業所所在地	TEL :	FAX :
事業主体代表者氏名		実地指導年月日	令和	年 月 日
施設長（管理者）氏名		資料作成年月日	令和	年 月 日
本資料作成担当者氏名		事業開始年月日		年 月 日
監査時 立会予定役員等 氏名		事業認可・届出年月日		年 月 日
講評時 立会予定役員等 氏名		福祉サービス第三者評価又は ISO9001の直近の受審日 ※受審がある場合に記入		年 月 日

● 本資料中の法令、告示等の略称は次のとおりである。

児福法……………児童福祉法

児福法規則……………児童福祉法施行規則

障害者虐待防止法……………障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

土砂災害防止法……………土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

#### 【条例】

通所条例……………新潟市条例第78号 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

施設条例……………新潟市条例第79号 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

#### 【最低基準】

最低基準条例……………新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

#### 【解釈通知】

通所解釈……………児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

施設解釈……………児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

#### 【報酬告示等】

平24厚労告122……………平成24年3月14日付け厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」

平24厚労告123……………平成24年3月14日付け厚生労働省告示第123号「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」

平24障発0330第16……………平成24年3月30日付け障発0330第16号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

#### 【通知】

障発0330第31号……………平成24年3月30日付け障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」

健発第0222002号……………平成17年2月22日付厚生労働省健康局長ほか4局長連名通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

福第1435号……………平成17年12月16日付け福第1435号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について（通知）」

消防庁告示第9号……………平成16年5月31日付け消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」

社援第1352号……………平成12年6月7日社援第1352号厚生省社会・援護局長他通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

福第1983号……………平成18年3月31日福第1983号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設・病院等における入所者・入院患者等に係る預り金等の取扱いについて」

障第515号……………平成18年8月28日付け障第515号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について」

障第1016号……………平成24年9月11日付け障第1016号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

新障第769号……………平成27年7月2日付け新障第769号新潟市障がい福祉課長通知「施設入所者（児）等の事故防止について（通知）」

障第855号……………平成26年8月25日付け障第855号新潟県福祉保健部長通知「施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）」

障発第1020001号……………平成17年10月20日障発第1020001号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」

社施第38号……………昭和62年3月9日社施第38号社会局長・児童家庭局長通知「保護施設等における調理業務の委託について」

衛食第85号別添……………平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

衛食第201号……………平成9年6月30日付け衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」

社援基発0307001号…………平成20年3月7日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」  
障発0401第2号…………平成27年4月1日付け障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「放課後等デイサービスガイドラインについて」  
障発0724第1号…………平成29年7月24日付け障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「児童発達支援ガイドラインについて」  
障障発0307第1号…………平成28年3月7日付け障障発0307第1号厚生労働省社会・援護局通知「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」  
虐待防止の手引…………平成30年6月11日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応の手引き」の一部改訂について」

# 指定障害福祉サービス事業等事前提出資料

## ■保育所等訪問支援

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
<b>(共通部分)</b>				
第1 運営に関する基準				
1 内容及び手続きの説明及び同意	<p>ア 給付決定保護者が利用の申込みを行ったときは、給付決定保護者に係る障がい児の障害の特性に配慮し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者の施設の選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該利用申込者から同意を得ているか。</p> <p>イ 指定通所（入所）支援事業の提供に係る契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規程に基づき、当該利用者の障がいの特性に配慮し、下記事項を記載した書面を交付しているか。</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地                      ② 当該事業の経営者が提供する指定通所（入所）支援の内容                      ③ 当該指定通所（入所）支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項                      ④ 指定通所（入所）支援の提供開始年月日                      ⑤ 指定通所（入所）支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p>	A・B・C		(通所支援) 通所条例第13条 通所解釈第三の3(2)  (入所施設) 施設条例第7条 施設解釈第三の3(1)
2 受給者証	指定障害児支援の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に契約支給量及び受給者証記載事項を記載しているか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第14条 通所解釈第三の3(3)  (入所支援) 施設条例第15条 施設解釈第三の3(9)
3 提供拒否の禁止	指定通所（入所）支援事業者は、正当な理由がなく指定障害福祉サービス等の提供を拒んでいないか。 (正当な理由) ① 当該事業の利用定員を超えるは利用申込みがあった場合 ② 当該事業が提供する指定障害福祉サービス等の主たる対象とする障害の種類が異なる場合 その他障がい児に対し自ら適切な指定障害福祉サービス等を提供することが困難な場合 ③ 入院治療の必要がある場合	A・B・C		(通所支援) 通所条例第15条 通所解釈第三の3(4)  (入所支援) 施設条例第8条 施設解釈第三の3(2)

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令				
4 サービス提供困難時の対応	指定通所（入所）支援事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定障害サービス等を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第17条 通所解釈第三の3(6)  (入所支援) 施設条例第10条 施設解釈第三の3(4)				
5 サービス提供の記録	<table border="1" data-bbox="465 411 1464 547"> <tr> <td data-bbox="465 411 1464 512">ア 指定通所（入所）支援を提供した際には、提供の都度、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しているか。</td> <td data-bbox="1464 411 1621 512">A・B・C</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 512 1464 547">イ 上記アの記録について給付決定保護者の確認を得ているか。</td> <td data-bbox="1464 512 1621 547">A・B・C</td> </tr> </table>	ア 指定通所（入所）支援を提供した際には、提供の都度、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しているか。	A・B・C	イ 上記アの記録について給付決定保護者の確認を得ているか。	A・B・C	A・B・C		(通所支援) 通所条例第22条 通所解釈第三の3(10) (入所施設) 施設条例第16条 施設解釈第三の3(10)
ア 指定通所（入所）支援を提供した際には、提供の都度、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しているか。	A・B・C							
イ 上記アの記録について給付決定保護者の確認を得ているか。	A・B・C							
6 給付決定保護者に求めることができる金額の範囲等	<table border="1" data-bbox="465 574 1464 742"> <tr> <td data-bbox="465 574 1464 643">ア 給付決定保護者に求める金銭は、用途が当該利用者の便益を向上させるものであり、支払を求めることが適当なものに限っているか。</td> <td data-bbox="1464 574 1621 643">A・B・C</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 643 1464 742">イ 上記の支払を求める場合は、書面によって用途及び額並びに理由を明らかにし、給付決定保護者の同意を得ているか。</td> <td data-bbox="1464 643 1621 742">A・B・C</td> </tr> </table>	ア 給付決定保護者に求める金銭は、用途が当該利用者の便益を向上させるものであり、支払を求めることが適当なものに限っているか。	A・B・C	イ 上記の支払を求める場合は、書面によって用途及び額並びに理由を明らかにし、給付決定保護者の同意を得ているか。	A・B・C	A・B・C	別紙4(2)	(通所支援) 通所条例第23条 通所解釈第三の3(11)  (入所施設) 施設条例第17条 施設解釈第三の3(11)
ア 給付決定保護者に求める金銭は、用途が当該利用者の便益を向上させるものであり、支払を求めることが適当なものに限っているか。	A・B・C							
イ 上記の支払を求める場合は、書面によって用途及び額並びに理由を明らかにし、給付決定保護者の同意を得ているか。	A・B・C							

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
7 利用者負担額等の受領 ※回答項目 ・児童発達支援、医療型児童発達支援 アイウクケ  ・放課後等デイサービス アイエクケ  ・居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 アイオクケ  ・福祉型障害児入所施設 アイカクケ  ・医療型障害児入所施設 アイキクケ  を回答してください。	ア 指定通所（入所）支援を提供した場合は、給付決定保護者から利用者負担額の支払いを受けているか。	A・B・C	別紙4(2)	(児童発達支援) 通所条例第24条 通所解釈第三の3(12)  (医療型児童発達支援) 通所条例第67条 通所解釈第四の3(2)  (放課後等デイサービス) 通所条例第77条 通所解釈第五の3(2)  (居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援) 通所条例第81条の7 通所解釈第六の3(2)  (福祉型障害児入所施設) 施設条例第18条 施設解釈第三の3(12)  (医療型障害児入所施設) 施設条例第55条 施設解釈第四の3(1)  障発0330第31号
	イ 法定代理受領を行わない場合、利用者負担額その他、指定通所（入所）支援費用基準額(医療型障害児入所施設は入所医療費を含む。)の支払いを受けているか。	A・B・C		
	ウ 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供され便宜に要する費用のうち、規則に定める下記費用について支払を受けているか。	A・B・C		
	① 食事の提供に要する費用 (①は指定児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に限る。)			
	② 日用品費			
	③ 日常生活においても通常必要となるものであって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの			
	エ 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。	A・B・C		
	① 日常生活においても通常必要となるものであって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの			
	オ 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援において提供される便宜に要する費用のうち、下記費用について支払を受けているか。	A・B・C		
	① 給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費			
カ 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、指定福祉型障害児入所施設において提供される便宜に要する費用のうち、規則に定める下記費用について支払を受けているか。	A・B・C			
① 食事の提供に要する費用				
② 光熱水費				
③ 日用品費				
④ 日常生活においても通常必要となるものであって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの				
キ 上記ア及びイの支払を受ける額のほか、医療型障害児入所施設において提供される便宜に要する費用のうち、規則に定める下記費用について支払を受けているか。	A・B・C			
① 日用品費				
② 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。				
ク 上記アからキの費用の支払を受けた場合は、給付決定保護者に対して領収書を交付しているか。	A・B・C			
ケ 上記ウからキのサービス内容及び費用について、あらかじめ、給付決定保護者に説明し、同意を得ているか。	A・B・C			

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
8 通所（入所）給付費の額に係る通知等	<p>ア 法定代理受領により通所（入所）支援に係る給付費（医療型障害児入所施設は入所医療費を含む）の支給を受けた場合は、給付決定保護者に対し、通所（入所）支援に係る給付費（入所医療費を含む）の額を通知しているか。</p> <p>イ 法定代理受領を行わない指定通所（入所）支援の費用（入所医療費を含む。）の支払いを受けた場合は、その提供した指定通所（入所）支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>（通所支援） 通所条例第26条 通所解釈第三の3(14) （福祉型障害児入所施設） 施設条例第20条 施設解釈第三の3(14) （医療型障害児入所施設） 施設条例第56条 施設解釈第四の3(2)</p>
9 指定通所（入所）の取扱い方針 ※回答項目 児童発達支援、放課後等デイサービス イウ 上記以外 ア	<p>ア 提供する指定通所（入所）サービスの質の評価（自己評価）を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>イ 以下の事項について、自己評価を行っているか。 1 利用児童及び保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備状況 2 従業者の勤務体制及び資質向上のための取組の状況 3 事業に供する設備及び備品等の状況 4 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 5 利用児童及び保護者に対する必要な情報の提供、助言、その他の援助の実施状況 6 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 7 サービス提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>ウ おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネット等により公表しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>（通所支援） 通所条例第27条 通所解釈第三の3(15) 障発0307第1号 （入所施設） 施設条例第21条 施設解釈第三の3(15) （児童発達支援） 障発0724第1号 （放課後デイサービス） 障発0401第2号</p>
10 衛生管理等	<p>ア 障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>イ 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>ウ 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>エ 感染症又は食中毒が疑われる状況が発生した場合、下記の報告基準に該当する以前の段階でも、市へ速やかに一報を入れ、相談、助言又は指導を求めているか。 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤者が1週間内に2名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ③ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表7	<p>（通所支援） 通所条例第42条 通所解釈第三の3(31) （入所施設） 施設条例第39条 施設解釈第三の3(34) 健発第0222002号 福第1435号</p>

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
11 掲示	<p>事業所の見やすい場所に以下の事項を掲示しているか。</p> <p>① 運営規程の概要(少なくとも規程に定めるべき項目は盛り込むこと。要約可)</p> <p>② 従業員の勤務の体制</p> <p>③ 協力医療機関</p> <p>④ 協力歯科医療機関</p> <p>⑤ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>※ 保育所等訪問支援及び医療型障害児入所施設は③不要。</p> <p>※ ④は福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）のみ該当。</p> <p>※事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くことも可能。</p>	A・B・C		<p>(通所支援) 通所条例第44条</p> <p>(入所施設) 施設条例第41条</p>
12 秘密保持等	<p>ア 従業員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>イ 事業所又は施設は、従業員又は管理者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。</p> <p>ウ 他の事業者又は施設に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	A・B・C		<p>(通所支援) 通所条例第48条 施設解釈第三の3(37)</p> <p>(入所施設) 施設条例第45条 施設解釈第三の3(40)</p>
13 苦情解決	<p>苦情受付及び解決の取り組みについて</p> <p>ア 苦情解決の仕組みを設けているか。 (苦情解決の仕組み)</p> <p>① 苦情受付担当者（窓口職員等）</p> <p>② 苦情解決責任者（施設長等）</p> <p>③ 第三者委員（福祉関係者、有識者、法人監事、法人評議員等）</p> <p>イ 苦情解決の要領（マニュアル）を定めているか。</p> <p>ウ 苦情解決の仕組みを給付決定保護者等に知らせているか。 (周知の方法例)</p> <p>① 事業所窓口への掲示</p> <p>② 広報誌への掲載</p> <p>③ 利用契約締結時の説明と書面交付</p> <p>エ 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>オ 解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。</p>	A・B・C	別表 5	<p>(通所支援) 通所条例第51条 通所解釈第三の3(39)</p> <p>(入所施設) 施設条例第48条 施設解釈第三の3(42)</p> <p>社援第1352号</p>



項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
14 事故発生時等の対応	<p>ア 事故防止マニュアルの作成、事故防止を目的とした職員研修を実施しているか。</p> <p>イ 利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>ウ 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。</p> <p>エ 利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表 5	<p>(通所支援) 通所条例第53条 通所解釈第三の3(41) (入所施設) 施設条例第50条 施設解釈第三の3(44) 障第515号、障第1016号、新障第769号、障第855号</p>
15 勤務体制の確保等	<p>ア 障がい児に対し、適切な指定通所(入所)支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>イ 当該指定通所(入所)支援の従業者によって指定通所(入所)支援を提供しているか。ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>ウ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表 3	<p>(通所支援) 通所条例第39条 通所解釈第三の3(27) (入所施設) 施設条例第36条 施設解釈第三の3(30)</p>
<p>16 定員の遵守</p> <p>※回答項目 ・通所支援 ア ・入所施設 イ</p> <p>※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は回答不要</p>	<p>ア 利用定員及び指導訓練室の定員を超えてサービス提供を行っていないか。ただし、下記に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合に限り可能としているもの。 (1) 1日当たりの障害児の数 ① 利用定員50人以下の事業所の場合 利用定員に150%を乗じて得た数以下となっていること。 ② 利用定員51人以上の事業所 1日当たりの利用者の数が、利用定員に利用定員から50を差し引いた数に、25%を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 (2) 過去3月間の利用者の数 直近の過去3月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。ただし、下記に該当する入所定員を超えた利用者の受入については、災害・虐待その他のやむを得ない事情がある場合に限り可能としているもの。 (1) 1日当たりの障がい児の数 ① 入所定員50人以下の事業所の場合 入所定員に110%を乗じて得た数以下となっていること。 ② 入所定員51人以上の事業所 入所定員に入所定員から50を差し引いた数に5%を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 (2) 過去3月間の利用者の数 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	<p>別表 6</p> <p>別表 6</p>	<p>(通所支援) 通所条例第40条 通所解釈第三の3(29) (入所施設) 施設条例第37条 施設解釈第三の3(32)</p>

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
17 非常災害対策 ※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は回答不要	ア 防災設備等の整備・点検について		別表 5  (通所支援) 通所条例第41条 通所解釈第三の3(30)  (入所施設、発達支援センター) 施設条例第38条 施設解釈第三の3(33) 最低基準条例第7条第2項  消防法第8条、第17条の3の3 消防法施行令第6条、第7条、第10条、第12条、第21条、第23条 消防法施行規則第3条、第31条の6  消防庁告示第9号  水防法第15条の3  土砂災害防止法第8条の2	
	(1) 消防法その他法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。	A・B・C		
	(2) 専門業者による定期的な点検を行っているか。	A・B・C		
	※点検対象 消防法施行令別表第1(六)に記載の防火対象物 障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所			
	点検時期等 機器点検(外観確認及び簡易な操作確認)…6月 総合点検(全設備の動作点検、機能確認)…1年			
	結果報告 管轄する消防署へ提出…1年に1回			
	イ 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)を立てているか。また、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害等想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立てているか。	A・B・C		
	また、当該計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は消防法第8条に基づき定められる者に行わせているか。			
	ウ 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当するか。			
	※要配慮者利用施設に該当するか否か不明な施設については、市の防災担当課へ確認の上、回答してください。			
	(1) 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内	該当・非該当		
	(2) 市町村地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内	該当・非該当		
	(エ～カは要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)			
	エ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画を作成しているか。	A・B・C		
	オ 作成した計画は市の担当部局へ報告しているか。	A・B・C		
カ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。	A・B・C			
キ 非常災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知しているか。	A・B・C			
ク 日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力を得られるような体制作りを行っているか。	A・B・C			
ケ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。(発達支援センターの場合) 避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行っているか。	A・B・C			

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
18 身体拘束等の禁止	<p>ア 利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>イ やむを得ず身体拘束等を実施するときは、組織として決定し、個別支援計画に拘束態様、時間、理由を記載しているか。</p> <p>ウ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族への説明を行うとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。</p> <p>エ 身体拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録しているか。 (身体拘束の具体的な内容) ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。 ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。 ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>	別表 5	<p>(通所支援) 通所条例第45条 通所解釈第三の3(34)</p> <p>(入所施設) 施設条例第42条 施設解釈第三の3(37)</p> <p>虐待防止の手引き</p>
19 従業者等による障がい児虐待	<p>ア 従事者は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置及び経済的虐待等の被措置児童等虐待(障害者福祉施設従業者等による障害者虐待)を行っていないか。</p> <p>イ 虐待を防止するため、従業者の人権意識と知識・技術の向上、苦情解決制度の活用、サービス評価などの利用、成年後見制度の活用等に取り組んでいるか。</p> <p>ウ 従業者による虐待を受けたと思われる障がい児を発見した場合は、速やかに市に通報しているか。</p>	A・B・C	別表 5	<p>(通所支援) 虐待防止の手引き 障害者虐待防止法第三章</p> <p>(入所施設) 障発第1020001号 児福法第2章第七節</p>

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
20 運営規程 ※回答項目 ・通所支援 アイ ・居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 アウ ・入所施設 ア	<p>ア 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針            (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容            (3) 利用〔入所〕定員            (4) 指定障害児支援の内容、給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額            (5) サービス利用（施設利用）に当たっての留意事項            (6) 緊急時等における対応方法            (7) 非常災害対策            (8) 主として入所させる障がい児の障がいの種類（※障害児入所施設に限る）            (9) 虐待の防止のための措置に関する事項            (10) 苦情解決に関する事項            (11) その他運営に関する重要事項</p> <p>※(9)「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」に準じた取扱いとし、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるよう、下記事項等の必要な措置を運営規程に定めているか。</p> <p>①虐待の防止に関する責任者の選定            ②苦情解決体制の整備            ③従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施</p> <p>イ 上記ア（(8)を除く）に加え、以下の重要事項を追加しているか。  <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間  <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域  <input type="checkbox"/> 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>ウ 上記ア（(3)/(7)/(8)を除く）に加え、以下の重要事項を追加しているか。  <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間  <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>(通所支援)            通所条例第38条            通所解釈第三の3(26)</p> <p>(居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)            通所条例第81条の8            通所解釈第六の3(3)</p> <p>(入所施設)            施設条例第35条            施設解釈第三の3(29)</p>
21 会計の区分 ※医療型障害児入所施設は 回答不要	当該指定通所（入所）支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	<p>A・B・C</p>		<p>(通所支援)            通所条例第54条            通所解釈第三の3(42)</p> <p>(入所施設)            施設条例第51条            施設解釈第三の3(45)</p>
22 記録の整備	障がい児に対する指定通所（入所）支援に関する記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しているか。	<p>A・B・C</p>		<p>(通所支援)            通所条例第55条            通所解釈第三の3(43)</p> <p>(入所施設)            施設条例第52条            施設解釈第三の3(46)</p>

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
23 変更の届出	指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は指定障害児支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	A・B・C	別表 8	(通所支援) 児福法第21条の5の20 (入所施設) 児福法第24条の13
24 給付費等の算定及び取扱い	ア 給付費等は、報酬告示及び留意事項通知に基づき、適切に算定しているか。	A・B・C	別表 4	(通所支援) 平24厚労告122 (入所施設) 平24厚労告123
	イ サービス費の算定に当たって、厚生労働大臣が定める基準に該当する減算事項が認められた場合は、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額を算定しているか。	A・B・C		平24障発0330第16
	ウ 各種加算の算定に当たり、報酬告示及び留意事項通知に支援内容の記録を求められているものは、適切に記録しているか。	A・B・C		



項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令
<b>(個別部分) 保育所等訪問支援</b>				
第3 人員に関する基準				
1 従業者の員数	<p>従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1以上 うち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>各地域における指定保育所等訪問支援の利用の状況や指定保育所等訪問支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保する。</p>	A・B・C	別表1 別表2	通所条例第83条 通所解釈第七の1
2 管理者	指定保育所等訪問支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き指定保育所等訪問支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	A・B・C	別紙1 別紙2	通所条例第84条で準用する第8条 通所解釈三の1(3)
第4 設備に関する基準				
1 設備及び備品等	<p>以下の設備等を備えているか。</p> <p>事務室 間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、事業を行うための区画が明確に特定されていなければならない。</p> <p>受付等のスペース 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する。</p> <p>設備及び備品等 指定保育所等訪問支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定保育所等訪問支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。</p>	A・B・C		通所条例第85条で準用する第81条の5 通所解釈第七の2
第5 運営に関する基準				
1 利用者負担額に係る管理	<p>ア 給付決定に係る障がい児が同一の月に当該事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の事業者等が提供する指定保育所等訪問支援を受けた場合において、当該障がい児の給付決定保護者から依頼があったときは、これらの支援に係る利用者負担額の合計額(以下この項において「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。</p> <p>イ 上記の場合において、これらの支援の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該給付決定保護者及び当該他の指定保育所等訪問支援を提供した事業者等に通知しているか。</p>	A・B・C		通所条例第89条で準用する第25条 通所解釈第三の3(13)



項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
2 保育所等訪問支援計画の作成等	ア 事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に保育所等訪問支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	A・B・C		通所条例第89条で準用する第28条 通所解釈第三の3(16)
	イ 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	A・B・C		
	ウ 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、給付決定保護者及び障がい児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	A・B・C		
	エ 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	A・B・C		
	オ 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案について意見を求めているか。	A・B・C		
	カ 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、給付決定保護者及び障がい児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	A・B・C		
	キ 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を給付決定保護者に交付しているか。	A・B・C		
	ク 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握(障がい児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。	A・B・C		
	ケ 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	A・B・C		
	コ イからキまでの規定は、クに規定する保育所等訪問支援計画の変更について準用しているか。	A・B・C		



項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
3 指導、訓練等	ア 障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	A・B・C		通所条例第89条で準用する第31条 通所解釈第三の3(19)
	イ 障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	A・B・C		
	ウ 障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	A・B・C		
	エ 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	A・B・C		
	オ 障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。	A・B・C		

指定障害福祉サービス事業等事前提出資料 令和3年度報酬改定等に伴う新規事項チェックシート

※全サービス提出

項目	主眼事項	自主点検欄	別表	根拠法令
<b>(共通部分)</b>				
第1 運営に関する基準				
1 衛生管理等  ※令和6年3月31日までは努力義務	ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	A・B・C		(通所支援) 通所条例第42条 通所解釈第三の3(31)
	イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	A・B・C		(入所施設) 施設条例第39条 施設解釈第三の3(34)
	ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。	A・B・C		
	※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが可能。			
2 勤務体制の確保等	<p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>※講ずべき措置の具体的内容について</p> <p>① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。</p> <p>② 相談・苦情に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。</p>	A・B・C		(通所支援) 通所条例第39条 通所解釈第三の3(27)  (入所施設) 施設条例第36条 施設解釈第三の3(30)
3 業務継続計画の策定  ※令和6年3月31日までは努力義務	ア 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか	A・B・C		(通所支援) 通所条例第39条の2 通所解釈第三の3(28)
	イ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	A・B・C		(入所施設) 施設条例第36条の2 施設解釈第三の3(31)
	ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	A・B・C		

項 目	主 眼 事 項	自主点検欄	別 表	根 拠 法 令
4 身体拘束等の禁止	<p>ア 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を年1回以上実施しているか。</p> <p>※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが可能。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>(通所支援) 通所条例第45条 通所解釈第三の3(34)</p> <p>(入所施設) 施設条例第42条 施設解釈第三の3(37)</p>
5 虐待等の禁止	<p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施しているか。</p> <p>ウ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが可能。</p>	<p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p> <p>A・B・C</p>		<p>(通所支援) 通所条例第46条 通所解釈第三の3(35)</p> <p>(入所施設) 施設条例第43条 施設解釈第三の3(38)</p>
6 運営規程	<p>次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>「虐待の防止のための措置に関する事項」について</p> <p>利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるよう、下記事項等の必要な措置を運営規程に定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関すること。</li> </ul>	<p>A・B・C</p>		<p>(通所支援) 通所条例第38条 通所解釈第三の3(26)</p> <p>(居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援) 通所条例第81条の8 通所解釈第六の3(3)</p> <p>(入所施設) 施設条例第35条 施設解釈第三の3(29)</p>

【別表1】

○ 職員の状況

職種	氏名	業務に必要な資格 (研修の受講)等		経験年数(当年度4月1日現在)				常勤・ 非常勤 の別	専従・ 兼務 の別	兼務先事業所 (職名)	直近月の勤務状況 (平成 年 月分)			備考
				現事業所経験		就任(就職) 年月日	勤務 年数				他の社会 福祉事業 の 経験年数	合計	当該 事業所	
		名称	取得(修了) 年月日	年	年									
※記載例 児童指導員	○○○○	保育士	H30.4.1	H29.4.1	3	10	常勤 非常勤	専従 兼務	放課後デイ・△△ (児童指導員)	160	80	80		
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
			..	..			常勤 非常勤	専従 兼務		0				
合計	名													

- (注) 1 事業所職員全員について記入すること(非常勤職員、登録ヘルパー等サービス提供している者全員について記入すること)。  
 2 一施設で複数サービスの指定を受けている場合は、当該指定事業についてのみ記入すること。  
 3 「業務に関連する資格等」は、指定基準(人員基準)上必要とされる資格の取得(研修の受講)状況等について記入すること。  
 4 「経験年数」の「現事業所経験」は、現事業形態の指定を受け、当該事業の職員として就任(就職)した日からの年数を記入すること。(月・日単位の端数は切り捨てて記入。)  
 5 「直近月の勤務状況」は、本資料作成日の直前月の勤務状況(実績)について記入すること。(書きにくい場合は前々月の状況で可。)  
 6 「直近月の勤務状況」について、事務員・調理員等、指定基準に定める以外の職員で、兼務の状況を書きにくい場合は合計時間の記入のみで可。



【別表3】

1 職員研修の実施状況

(1) 施設内（法人内）研修

開催年月日	研修名（主な内容）	講師（講演者）名	参加人数（人）

(2) 施設外（法人外）研修

開催年月日	研修名（主な内容）	主催者名	参加人数（人）	開催地

- (注) 1 前年度の状況を記入すること。  
 2 「研修名（主な内容）」は、研修名では内容が推測できないような場合に、研修名の後に主な内容を記入すること。  
 3 「開催地」は、「〇〇県（県内の場合は不要）△△市」まで記入すること。

2 定例会議等の開催状況

会議名	実施頻度（単独開催の場合は実施月）	参集対象	記録の有無	主な内容
※記載例 職員会議	月1回	全職員	有 無	〇〇について
			有 無	
			有 無	
			有 無	
			有 無	

(注) 前年度の状況を記入すること。

【別表 4】

利用料等の状況

(1) 介護給付費・訓練等給付費（加算のみ）の請求状況

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数（件）											
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
請求件数：計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 本資料作成日の過去1年間の請求実績（サービス種別、加算名称及び請求件数）について下記の記入例を参考に記入すること。  
 (請求事務等の都合により前月分を書きにくい場合は、前々月から1年間の状況で可。  
 なお、過去1年間に実績がない場合は空欄とすること。)
- 2 「請求件数」について、一月に一人の利用者に対して同一の指定サービスを（「居宅介護」のみなど）複数回提供し  
 それに伴い加算（初回加算のみなど）要件を満たすサービスを複数回提供しても1件とカウントすること。（延べ件数ではない。）  
 ただし、一月に異なる指定サービス（「居宅介護」と「行動援護」の併用など）の提供にあわせ各種加算要件を満たす  
 サービスをそれぞれ提供した場合は、それぞれ1件とカウントすること。

(記入例)

サービス種別	名称	過去1年間の請求件数(件)											
		令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月
生活介護	欠席時対応加算		1	1	1	1	1		2		1		1
	食事提供体制加算	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	送迎加算								2	2	2	2	2
施設入所支援	入院・外泊時加算		2			1		2	2	2	1	1	1
請求件数：計		1	4	2	2	3	2	3	7	5	5	4	5

(2) 障害福祉サービス等に係る利用者負担額のほかに利用者から支払いを受ける費用の状況

	費用の名称
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

- (注) 1 本資料作成日現在の状況を記入すること。  
 なお、現在支払いを受けておらず実績がない場合は「該当無し」とすること。  
 2 介護給付費・訓練等給付費によって賄われるもの以外で利用者から支払いを受ける費用について、その名称(例：食材料費、日用品費など)を記入すること。  
 3 費用が6種類以上ある場合は、代表的なもの上位6つを記入すること。



別表 5-1 苦情解決の仕組み等の状況

(1) 苦情解決の仕組み (資料作成日現在)

	設置の有無	職・氏名 等	
苦情受付担当者	有・無	職	氏名
苦情解決責任者	有・無	職	氏名
第三者委員	有・無	役職 (法人評議員・民生委員等)	氏名
苦情解決のための要領 (マニュアル) の整備			有・無

(2) 苦情解決仕組みの周知方法 (資料作成日現在)

窓口等への掲示	有・無	会報等への掲載	有・無	契約締結時の説明	有・無
その他 (具体的に)					

(3) 苦情解決結果の公表方法 (資料作成日現在)

事業報告書への掲載	有・無	会報等への掲載	有・無
その他 (具体的に)			

別表 5-2 事故等の発生状況

(前年度分)

発生年月日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録等の有無	
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無
			市への報告	有・無
			家族等への連絡	有・無
			記録	有・無

- (注) 1 人身事故、財物事故を伴わない無断外出は除く。  
 2 「事故等の内容・原因」、「再発防止策」は簡潔に記入すること。  
 3 記載しきれない場合は別紙とすること。

別表第5-3 身体拘束の状況

(資料作成日現在)

身体拘束の方法	件数	身体拘束の必要な理由	記録の有無	家族等の確認の有無

(注) 記入しきれない場合は別紙とすること。

別表第5-4 虐待防止に向けた取組の状況

(前年度実績)

<ul style="list-style-type: none"> <li>施設としてどのような体制（例：責任者の設置等）を整備しているか。</li> <li>施設としてどのような取組（例：研修の実施、掲示等）を行っているか。</li> </ul>
---

別表第5-5 入所者預り金の状況

(直近月末の状況)

預り金の有無		預り金の管理方法		
有・無		通帳 ・ 現金 ・ その他 ( )		
入所者数	預り人数	預り金総額	個人別	
			最高額	最低額
人	人	円	円	円
通帳管理保管責任者 職・氏名		通帳保管場所		
印鑑管理保管責任者 職・氏名		印鑑保管場所		
①管理の方法及び入所者または親族等への手交方法等 ②現金を保管する場合の保管方法等				

(注) 1 入所者の所持金を管理している場合についてすべてを記入すること。  
 2 「管理の方法及び入所者又は親族等への手交方法等」及び「現金を保管する場合の保管方法等」は簡潔に記入すること。

【別表6】

障害児通所給付費請求先市町村の状況

直近月に障害児通所給付費を請求した市町村に○印を付けてください。

20市						10町村					
1 新潟市		9 見附市		17 佐渡市		北蒲原郡		三島郡		刈羽郡	
2 長岡市		10 村上市		18 魚沼市		21 聖籠町		25 出雲崎町		28 刈羽村	
3 三条市		11 燕市		19 南魚沼市		西蒲原郡		南魚沼郡		岩船郡	
4 柏崎市		12 糸魚川市		20 胎内市		22 弥彦村		26 湯沢町		29 関川村	
5 新発田市		13 妙高市				南蒲原郡		中魚沼郡		30 粟島浦村	
6 小千谷市		14 五泉市				23 田上町		27 津南町			
7 加茂市		15 上越市				東蒲原郡					
8 十日町市		16 阿賀野市				24 阿賀町					

市町村数計	0
-------	---

別表7

○ 前回実地指導の指摘事項の改善状況

区 分	指 摘 事 項	改 善 状 況
施設運営管理に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
入所者処遇の確保に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
会計事務に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	
組織運営・人事管理等に関する事項	(改善状況報告書の提出を要する指摘事項)	
	(改善状況報告書の提出を要しない指摘事項)	

(注) 記入しきれない場合は別紙とすること。

別表8

施設の変更等の状況

(資料作成日現在)

※施設記入欄 (変更がない場合は「該当なし」と記入)		※施設記入不要	※実地指導当日記入を求める場合があります
前回の実地指導以降の設備変更等		今回指導時の巡回確認 (巡回担当： )	施設職員の立会い確認
変更内容	届出の有無		